



発行 東京都

目次

告示

- 平成二十六年度東京都補正予算の公表……………一  
……………（財務局主計部議案課）……………
  - 宅地建物取引業法による行政処分……………三  
……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）……………
  - 建築基準法による一団地の区域（三件）……………三  
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課・多摩建築指導事務所建築指導第二課）……………
- 告示（選）
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………四
  - 不在者投票管理者を置く施設の指定……………四
  - 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………四
- 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四  
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………
  - 特定非営利活動法人の認定……………五  
……………（同）……………
  - 特定非営利活動法人の仮認定……………六  
……………（同）……………
  - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………六  
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………
  - 土地収用法による収用の裁決手続開始……………六  
……………（東京都収用委員会）……………

告示

●東京都告示第千四百三十三号  
平成二十六年十月三日東京都議会の議決を得た平成二十六年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次とおり公表する。

平成二十六年十月十四日

東京都知事 外 添 要 一

平成26年度東京都一般会計補正予算

予算総則

平成26年度東京都一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,236,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,669,944,504千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）補正」による。

## 第1号 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
11	繰入金	154,342,673	3,236,352	157,579,025
	03 基金繰入金	135,061,306	3,236,352	138,297,658
歳 入 合 計		6,666,708,152	3,236,352	6,669,944,504

## 歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	福祉保健費	1,021,407,973	3,169,952	1,024,577,925
	05 高齢社会対策費	174,025,374	97,916	174,123,290
	06 少子社会対策費	177,331,199	1,340,036	178,671,235
	09 施設整備費	77,804,608	1,732,000	79,536,608
09	産業労働費	463,441,571	66,400	463,507,971
	03 商工業振興費	395,794,571	66,400	395,860,971
歳 出 合 計		6,666,708,152	3,236,352	6,669,944,504

## 第2号 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)補正

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	既定限度額	補正限度額	計
139	東京国際展示場増築工事	平成27年度	—	155,361	155,361
合 計			194,357,907	155,361	194,513,268

●東京都告示第千四百四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年十月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 日時 平成二十六年十一月四日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 バンズ株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 花島 豊
- (三) 主たる事務所の所在地 練馬区石神井町三丁目十番六号
- (四) 免許証番号 東京都知事(5)第七一三八二号
- (五) 免許年月日 平成二十四年五月十三日

- 一 日時 平成二十六年十一月四日 午後四時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 三公産業有限公司
- (二) 代表者氏名 取締役 亀田 忠義
- (三) 主たる事務所の所在地 中央区銀座七丁目五番四号 毛利ビル六階
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八八三五八号
- (五) 免許年月日 平成二十四年十月二十六日

- 一 日時 平成二十六年十一月五日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社山手建物
- (二) 代表者氏名 代表取締役 瀧上 晴夫
- (三) 主たる事務所の所在地 新宿区百人町一丁目十九番二十三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九一五六九号
- (五) 免許年月日 平成二十二年三月二十六日

- 一 日時 平成二十六年十一月五日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社クローミングライフ
- (二) 代表者氏名 代表取締役 財前 雄輔
- (三) 主たる事務所の所在地 文京区白山二丁目二十六番十九号 ステージランデ文京白山一〇二〇号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二八九九号
- (五) 免許年月日 平成二十三年四月十五日

●東京都告示第千四百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
大田区平和島一丁目一番一の一部及 平成二十六年九月二十四日  
び同番二
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千四百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日

東久留米市南沢二丁目四十九番十九、平成二十六年九月同番二十七及び同番二十八の各一部、月十九日  
東久留米市ひばりが丘団地四十九番四、同番十八並びに同番二十及び同番二十一の各一部、同番三十、同番三十五、同番三十七の一部、同番三十八、同番四十並びに同番四十四及び同番四十五の各一部、同番百九十三、同番百九十四の一部、同番百九十五から同番百九十七まで、同番百九十八の一部、西東京市ひばりが丘三丁目千六百十六番一の一部、同番七並びに同番十五の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 (小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千四百七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小平市小川東町四丁目二千六百二十 平成二十六年九月五日  
番一及び二千六百六十二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 (小平市花小金井一丁目六番二十号)

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百十六号

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項及び第四項第二号 (地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 及び農業委員会等に関する法律施行令 (昭和二十六年政令第七十八号) において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令 (昭和二十三年政令第二百二十二号) においてその例によることとされる場合を含む。

む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年十月十四日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

東京都文京病院 文京区湯島三丁目五番七号

練馬駅リハビリテーション病院 練馬区練馬一丁目十七番一

特別養護老人ホーム や 練馬区大泉学園町八丁目九番三  
すらぎグラウンデ 十号

●東京都選挙管理委員会告示第百十七号

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項及び第四項第二号 (地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 及び農業委員会等に関する法律施行令 (昭和二十六年政令第七十八号) において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令 (昭和二十三年政令第二百二十二号) においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十六年十月十四日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

小平記念 東京日立病院 文京区湯島三丁目五番七号

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ボーダレス

三 代表者の氏名

藤平 伸明

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区大森北四丁目二十六番二十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念の下、障害者及び健常者を含むすべての市民に対し、バリアフリーの促進、カウンセリング、障害者の介助及びヘルパー育成等の事業を行うことにより、障害者・健常者の相互理解を深め、もってあらゆる人々がともに安心して生活できる社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

<p>平成二十六年九月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ケアリングフォーザフューチャーファンデーションジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 安部 光彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚三丁目四十五ー七 ラインビル三〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、世界の子どもの健康、安全、教育の促進に寄与することを目的とし、他団体との協働を通して未来を担う青少年リーダーの育成に貢献します。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人城北地域福祉サービス協会</p> <p>三 代表者の氏名 上田 真智子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区小豆沢一丁目九番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、虚弱、寝たきりおよび疾病などにより社会的援助が必要な高齢者およびその他の人に家事援助、介護などの福祉サービスに関する事業を行い、それを通じて、人間らしく生きる権利をまもり、地域および在宅</p>	<p>福祉の増進に寄与することを目的とする。また、障害者および障害児に家事援助、介護などのサービス事業も行うことも目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPO友愛サポートセンター</p> <p>三 代表者の氏名 木村 菜穂子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区松ノ木三丁目十六番十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対してヘルパー派遣及び施設運営により居宅生活や屋外での移動において必要不可欠な支援を提供し、各種の福祉制度・サービスを組合わせたプラン作成や情報提供によりの確な相談支援を行う。様々なハンディキャップを持つ人の日常生活の向上に資する事業を行う。障害・高齢・子どもといった行政の区割りにとらわれないことなく、こうした包括的なサービスを提供して地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>高井 智治</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市打越町三百四十七ー三 安井ビル一〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、縁する全てのユーザーに対して、障害の有無に関わらず、地域社会に暮らす者として、かつ一市民として、リカバリーし社会参加していく権利を有するものと見なし、正当なサービスを充分に受けるのみならず、自らがサービス提供の主体者として、ストレッチングを最大限に発揮していく上で必要な支援事業を行うことで、地域社会及びコミュニティ全体のレジリエンス向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月十四日</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人グッド・エイジング・エールズ</p> <p>二 代表者の氏名 松中 権</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前二丁目十四番十七号</p>
---	---	--

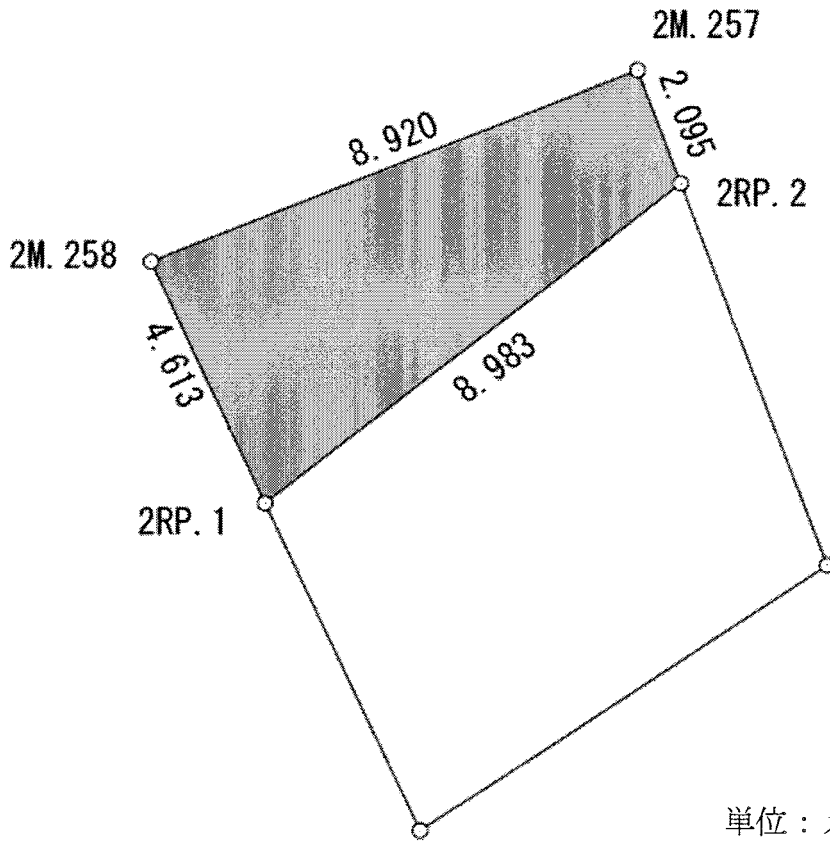
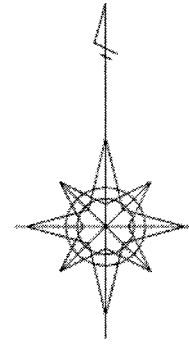
<p>四 認定の有効期間 平成二十六年十月一日から平成三十一年九月三十日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日本都市計画家協会</p> <p>二 代表者の氏名 小林 英嗣</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田小川町二丁目十番地</p> <p>四 その他の事務所の所在地 北海道札幌市中央区大通東二丁目三番地一 第三六桂和ビル七階</p> <p>五 認定の有効期間 平成二十六年十月三日から平成三十一年十月二日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人 Teach for Japan</p> <p>二 代表者の氏名 松田 悠介</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区有楽町二丁目十番一号 東京交通会館地下一階</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十六年十月三日から平成三十一年十月二日まで</p> <p>一 名称</p>	<p>四 認定の有効期間 平成二十六年十月三日から平成三十一年十月二日まで</p> <p>二 代表者の氏名 河合 弘之</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座七丁目四番十二号 ぎょうせいビル八階</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十六年十月三日から平成三十一年十月二日まで</p> <p>特定非営利活動法人の仮認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月十四日</p> <p>一 名称 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>二 代表者の氏名 上條 直美</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川二丁目十七番四十一号 富坂キリスト教センター二号館三階</p> <p>四 仮認定の有効期間 平成二十六年十月三日から平成二十九年十月二日まで</p>	<p>特定非営利活動法人JBC・CSR基金</p> <p>二 代表者の氏名 河合 弘之</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座七丁目四番十二号 ぎょうせいビル八階</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十六年十月三日から平成三十一年十月二日まで</p> <p>特定非営利活動法人の仮認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年十月十四日</p> <p>一 名称 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>二 代表者の氏名 上條 直美</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都文京区小石川二丁目十七番四十一号 富坂キリスト教センター二号館三階</p> <p>四 仮認定の有効期間 平成二十六年十月三日から平成二十九年十月二日まで</p>
<p>一 名称</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十六年十月十四日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 店舗名 オーケー国分寺店</p> <p>二 店舗所在地 国分寺市本多二丁目三番一号</p> <p>三 設置者名 オーケー株式会社</p> <p>四 意見 ア 聴取者 国分寺市長 イ 概要 意見なし ウ 收受日 平成二十六年九月十二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年十月十四日から同年十一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。 平成26年10月14日 東京都収用委員会</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十六年十月十四日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 店舗名 オーケー国分寺店</p> <p>二 店舗所在地 国分寺市本多二丁目三番一号</p> <p>三 設置者名 オーケー株式会社</p> <p>四 意見 ア 聴取者 国分寺市長 イ 概要 意見なし ウ 收受日 平成二十六年九月十二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十六年十月十四日から同年十一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。 平成26年10月14日 東京都収用委員会</p>

<p>1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第81号線</p>	<p>会長 内山忠明 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手続開始決定年月日 平成26年9月25日</p>
--	--

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			備考	
所 在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都豊島区東池袋五丁目	169番12	宅地	84.79 m <sup>2</sup>	85.58 m <sup>2</sup>	29.52 m <sup>2</sup>	谷和美	東京都豊島区東池袋五丁目18番10号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地  
東京都豊島区東池袋五丁目169番12のうち  
29.52平方メートル



測 点	標 識	X	Y	X-X	Y (X-X)
2M. 257	計算点	-30365.657	-10012.171	1.354	-13556.479534
2RP. 2	計算点	-30367.617	-10011.431	-7.496	75045.686776
2RP. 1	計算点	-30373.153	-10018.506	-1.354	13565.057124
2M. 258	計算点	-30368.971	-10020.453	7.496	-75113.315688
				倍面積	-59.051322
				面積	29.525661
				地積	29.52 m <sup>2</sup>

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

